

広
報



みどり
水と里ネット大里

大 里 用 水

令和元年 7 月発行

発行者 〒360-0045 熊谷市宮前町 2 丁目 44 番地

大里用水土改区

理事長 福田 征 芳

TEL (048) 521-0433

FAX (048) 521-0441

Email: oosatoyousui@ksf.biglobe.ne.jp

U R L: http://oosatoyousui.jp

第 14 号

改良区の概要 (令和元年 5 月 31 日現在)

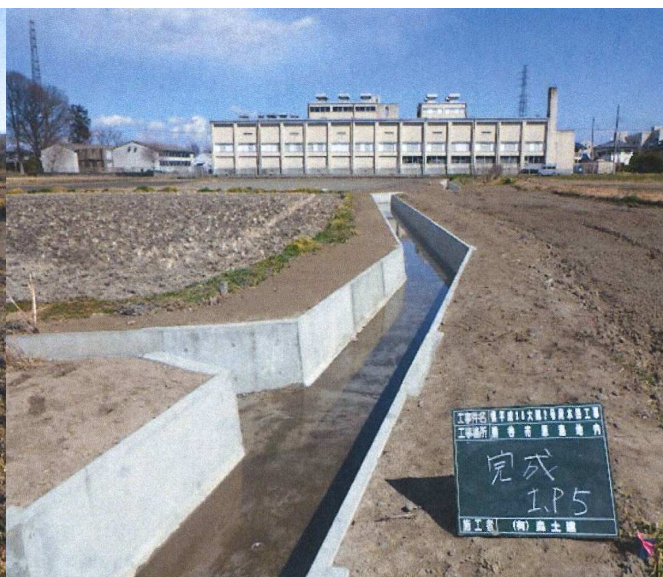
組合員数: 5,587 人

地 積: 田 2,684 ha・畑 76 ha

改修前



改修後



県費単独土地改良区事業 原島地区

〔お も な 内 容〕

- 理事長あいさつ
- 令和元年度歳入歳出予算
- 通常総代会議決内容
- 令和元年度事業の概要
- 平成 29 年度財務状況の公表
- 令和元年度賦課金等
- 平成 30 年度事業の実施状況
- お知らせ

理事長あいさつ



福田 征 芳

5月1日に新天皇が御即位され、元号も平成から令和に変わり新たな時代を迎えました。組合員の皆様方におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また、平素から当土地改良区の運営にあたり格別なるご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成30年の気象を振り返りますと、平年より梅雨明けが早く、全国で厳しい暑さが続きました。7月23日には熊谷で国内観測史上最高気温41.1℃を観測し、再度全国一の暑さを記録しました。降水量につきましては、9月は前線性降雨や台風の影響で平年以上となり、平成31年に入りますと、1月、2月は降水量が平均値を下回りましたが、3月に相当量の降雨があり、荒川上流3ダムの貯水量は最終的に平年より多くなりました。

近年異常気象という言葉をつらつら聞きますが、昨年から今年に掛けても、全国各地で豪雨・台風・地震などの自然災害が続発し、多くの地域が被災地となりました。幸いなことに、当改良区は大きな被害はございませんでしたが、被災された方々には心からお見舞い申し上げます。

農業情勢については、TPP（環太平洋連携協定）が平成30年12月30日の発効、追って、平成31年2月に、日・EU経済連携協定が発効され、幅広い農産品の関税が段階的に下がり輸入が増え、農業を取り巻く環境は著しく変化しております。こうした状況に対応していくためにも安定した農業経営ができるよう、農業水利施設の整備や保全などに積極的に努めてまいりたいと考えております。

このような中、昨年の通常国会では土地改良法の改正案が成立し、今年の4月1日に改正土地改良法が施行されました。主な改正点としましては、役員（理事及び監事）の資格要件、利水調整規程の策定、総代会制度及び財務会計制度の見直しなど、土地改良区の体制強化を図る内容に変わりました。その為、今年度中には総代会に利水調整規程及び総代会制度の見直しに伴う諸規程等の整備を図ってまいります。

終わりに現在の土地改良区の運営につきましては、相当厳しい状況でございますが役職員一丸となって土地改良区の発展のため尽力していく所存でございますので、これからも組合員皆様方の更なるご支援をお願い申し上げ発刊の挨拶とさせていただきます。

通常総代会開催

第13回通常総代会が、平成31年3月20日熊谷文化創造館さくらめいとにおいて開催されました。来賓に埼玉県大里農林振興センター副所長細川学範氏を迎え、議長には森田清正氏を選出して10議案が上程され、いずれも原案どおり可決されました。提案した10議案は次のとおりです。

通 常 総 代 会 提 出 議 案

- 第 1 号 定款の一部変更について
- 第 2 号 定款附属書役員選挙規程の一部改正について
- 第 3 号 維持管理計画書の一部変更について
- 第 4 号 平成29年度事業報告、一般会計及び特別会計収支決算並びに財産目録について
- 第 5 号 平成30年度土地改良事業の実施について
- 第 6 号 平成30年度一般会計及び特別会計収支補正予算について
- 第 7 号 平成31年度経費の賦課及び徴収方法等について
- 第 8 号 平成31年度事業計画について
- 第 9 号 平成31年度一般会計及び特別会計収支予算について
- 第 10 号 平成31年度歳計現金・積立金の預入先について

通常総代会の様子



平成 29 年度財務状況の公表

● 平成 29 年度歳入歳出決算

一 般 会 計

単位 (円)

歳 入		歳 出	
科 目	決 算 額	科 目	決 算 額
1 組 合 費	75,812,660	1 事 務 費	56,322,445
2 使 用 料	39,760,870	2 維持管理費	43,812,532
3 補 助 金	25,938,000	3 事 業 費	67,332,223
4 負 担 金	10,852,200	4 選 挙 費	139,909
5 交 付 金	18,464,000	5 負 担 金	26,713,288
6 雑 収 入	2,651,195	6 補 助 金	14,373,029
7 繰 入 金	41,387,602	7 過年度支出	505,338
8 繰 越 金	19,014,811	8 諸支出金	1,503,701
		9 繰 出 金	3,530,000
		10 委 託 費	0
		11 予 備 費	0
合 計	233,881,338	合 計	214,232,465

歳入歳出差引残金 19,648,873 円 翌年度へ繰越

特 別 会 計

単位 (円)

項 目	歳入決算額	歳出決算額	翌年度繰越額
農地転用決済金積立金	496,611,174	16,127,602	480,483,572
財政調整積立金	445,769,030	25,260,000	420,509,030
役員総代退任功労金積立金	5,419,200	3,038,832	2,380,368
職員退職手当積立金	32,660,461	0	32,660,461
合 計	980,459,865	44,426,434	936,033,431

● 財 産 の 状 況

単位 (円)

資 産	1,105,122,134	流 動 資 産 等
負 債	936,033,431	農地転用決済金積立金等

● 賦課金の納入状況

単位 (円)

科 目	予 算 額	調 定 額	納 入 額	未 納 額
経常賦課金	77,606,000	77,264,291	75,812,660	1,451,631

平成 30 年度事業の実施状況

① 県費単独土地改良事業

単位 (円)

地 区 名	工 種	事 業 内 容	事 業 費
下 奈 良	揚 水 機 場	さく井工 $\phi 500 \times 30\text{m}$ 水中モーターポンプ $\phi 200 \times 18.5\text{kW}$ 1台	12,000,000
原 島	用 水 路	U型水路 H600×B1300 L=194.5m	13,000,000
上 奈 良	用 水 路	U型水路 H400×B400 L=200.3m	5,500,000
新 堀 新 田	揚 水 機 場	①電動仕切弁 2台 ・ スイング式逆止弁 2台 ②水中モーターポンプ $\phi 150 \times 15\text{kW}$ 1台	8,700,000
持 田	用 水 路	かごマット 5段積み L=32.5m	7,280,000

※ 県と市から補助金をうけて事業が行われます。

② 土地改良区単独事業

単位 (円)

地 区 名	工 種	事 業 内 容	事 業 費
鴻 巣 下 忍	揚 水 機 場	水中モーターポンプ $\phi 150 \times 9\text{kW}$ 1台	3,412,800

③ 土地改良施設維持管理適正化事業

単位 (円)

施 設 名	地 区 名	工 種	事 業 内 容	事 業 費
揚水機場(諏訪木)	上 奈 良	揚水機場	水中モーターポンプ更新 $\phi 200 \times 18.5\text{Kw}$ 1台 揚水管及び制御盤の更新 1式	5,346,000
御正新田南揚水機場	御 正 新 田	揚水機場	水中モーターポンプ更新 $\phi 200 \times 15\text{Kw}$ 1台 揚水管補修及び制御盤の更新 1式	2,527,200
吉岡第1揚水機場	万 吉	揚水機場	横軸両吸込渦巻きポンプ・モーター整備補修 $\phi 200 \times 18.5\text{kW}$ 2台 補機類等の更新 1式	8,002,800
31号揚水機場	替 津 田	揚水機場	水中モーターポンプ更新 $\phi 150 \times 15\text{Kw}$ 1台 揚水管、弁類及び制御機器の更新 1式	3,996,000

※ 国と県から補助金をうけて事業が行われます。

平成 3 0 年度県費単独土地改良事業

持田地区

改修前



改修後



平成 3 0 年度土地改良施設維持管理適正化事業

御正新田地区

改修前



改修後



令和元年度歳入歳出予算

一 般 会 計

単位 (円)

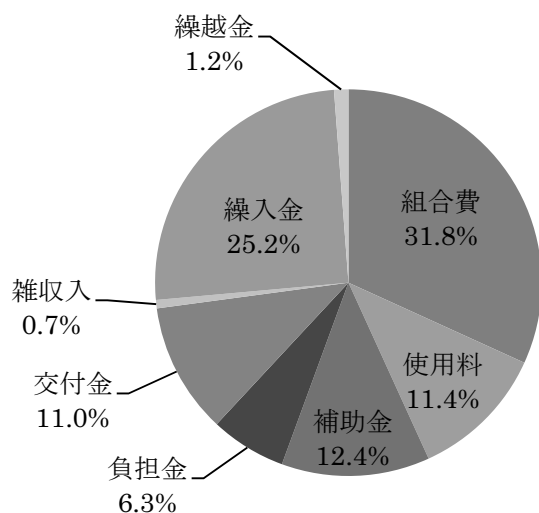
歳 入		歳 出	
科 目	予 算 額	科 目	予 算 額
1 組 合 費	76,926,000	1 事 務 費	66,260,000
2 使 用 料	27,600,000	2 維持管理費	50,000,000
3 補 助 金	30,010,000	3 事 業 費	91,638,000
4 負 担 金	15,312,000	4 選 挙 費	1,000
5 交 付 金	26,500,000	5 負 担 金	6,798,000
6 雑 収 入	1,701,000	6 補 助 金	15,000,000
7 繰 入 金	61,053,000	7 過年度支出	800,000
8 繰 越 金	2,888,000	8 諸支出金	2,210,000
		9 繰 出 金	5,618,000
		10 委 託 費	1,000
		11 予 備 費	3,664,000
合 計	241,990,000	合 計	241,990,000

特 別 会 計

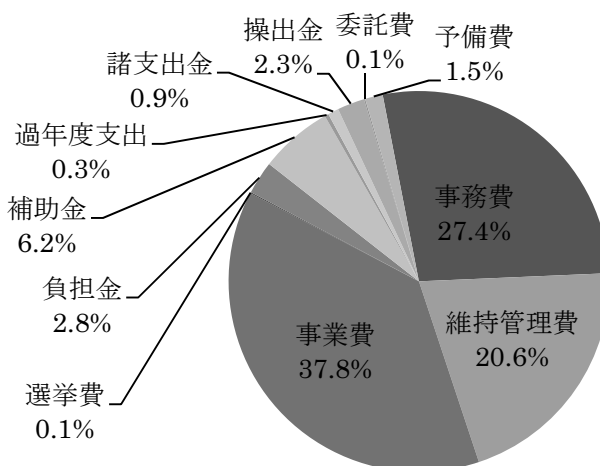
単位 (円)

項 目	予 算 額
農地転用決済金積立金	481,768,000
財政調整積立金	394,611,000
役員総代退任功労金積立金	3,130,000
職員退職手当積立金	41,078,000
合 計	920,587,000

一般会計収入割合



一般会計支出割合



令 和 元 年 度 事 業 の 概 要

令和元年度は、次の事業を実施する予定です。

① 県費単独土地改良事業

地 区 名	工 種	事 業 内 容	備 考
高 本	用 水 路	U型水路 H700×B700 L=41m 水中モーターポンプφ150×15kw 1台他	
新 島	用 水 路	U型水路 H300×B300 L=135m	
上 奈 良	用 水 路	U型水路 H400×B400 L=240m	
原 島	用 水 路	U型水路 H500×B500 L=375m	
上 中 条	揚 水 機 場	横軸両吸込渦巻ポンプ φ250×37kw 1台	早期着工 地元負担金あり

※ 県と市から補助金をうけて事業が行われます。

② 土地改良区単独事業

地 区 名	工 種	事 業 内 容	備 考
瀬 山	管 水 路	急速空気弁交換 φ25 11基	早期着工 地元負担金あり

③ 土地改良施設維持管理適正化事業

施 設 名	地 区 名	工 種	事 業 内 容	備 考
揚水機場(東方64)	東 方	揚水機場	水中モーターポンプ更新φ200×22kw 1台 揚水管, 弁類及び制御盤の更新 1式	第39期生 平成27年度加入
揚水機場(奈良新田横塚)	奈 良 新 田	揚水機場	水中モーターポンプ更新φ200×22kw 1台 揚水管, 弁類及び制御盤の更新 1式	第43期生 平成31年度加入
13号揚水機場	小 曾 根	揚水機場	水中モーターポンプ更新φ200×18.5kw 1台 揚水管, 弁類及び制御盤の更新 1式	第42期生 平成30年度加入
下川上揚水機場	下 川 上	揚水機場	横軸両吸込渦巻ポンプ・モーター整備補修 φ250×37kw 2台 補機類等の更新 1式	第39期生 平成27年度加入
吉岡第2揚水機場	平塚新田	揚水機場	横軸両吸込渦巻ポンプ・モーター整備補修 φ200×18.5kw 2台 補機類等の更新 1式	第40期生 平成28年度加入

※ 国と県から補助金をうけて事業が行われます。

令和元年度賦課金等

1 賦課金

地 区 名			107-㎡当たり単価 (円)	備 考
第 1 区	奈 良 堰	全 区 域	2,700	① 賦課金は本年度 4 月 1 日を基準に賦課されます。 ② 徴収期限 9 月 2 日 ※徴収期限を過ぎますと、 年利 14.6%の延滞金が加算 されます。 ③ 徴収方法 当改良区が指定する関係金融機関との委託契約に基づき徴収する。
		畑地灌漑	1,000	
	玉 井 堰	全 区 域	2,700	
第 2 区	大麻生堰	全 区 域	2,700	
	成 田 堰	全 区 域	2,700	
	荒川左岸	用排水区域	3,590	
		用排水区域(旧県営荒中事業受益外)	3,040	
		用水区域	2,700	
		畑排水区域	2,930	
第 3 区	御 正 堰	全 区 域	2,700	
		全 区 域	2,700	
	吉 見 堰	全 区 域	2,700	

2 農地転用決済金

農 地 転 用 の 理 由	単 価
専用住宅の建設・公共用地等の目的により田を転用する場合	1 ㎡につき 125 円

3 水路等管理施設使用料（抜粋）

種 別	単 位	使用料（税抜き）	備 考
汚 水 等 の 放 流	家 庭 雑 排 水	1 世帯・一時金	60,000 円
	し尿浄化槽	合併	10,000 円
		単独	20,000 円
工 作 物 設 置	橋 梁	1 ㎡・一時金	10,000 円
諸 管 埋 設	外 径 10 cm 以下	1 m・一時金	6,000 円

4 事務手数料

承認書・意見書・証明書等の手数料 1 件につき 2,000 円（税抜き）

水路等管理施設使用料及び事務手数料については、使用料・手数料に消費税率を乗じた額が加算されます。

お 知 ら せ

賦課金について

土地改良区賦課金は、毎年 4 月 1 日を基準に賦課されます。土地改良法に基づく当改良区の定款の定めるところにより、当改良区区域のかんがい施設等及び水路の維持管理費用に充てる目的として賦課しています。休耕、転作等を実施している土地についても、通常どおり賦課されます。

組合員資格の交替があったとき

土地の所有権や耕作権の移動があったときや、相続等によって組合員資格の交替があったときは、資格を喪失した方と取得した方とが連名で届出るよう土地改良法で定められています。届出には当改良区の組合員資格得喪通知書^{とくそう}を使用してください。なお、この届出がない場合、組合費は移動前の土地所有者や耕作者に賦課されますので、注意して下さい。

※農業委員会等へ届け出をされても土地改良区へ届け出がない場合は変更できません。

口座振替をご利用下さい

賦課金の納入は便利な口座振替をご利用下さい。なお、詳細については下記のとおりとなっています。

(1) 取扱金融機関

くまがや農業協同組合・ふかや農業協同組合・ほくさい農業協同組合・さいたま農業協同組合

(2) 申し込み方法

貯金口座振替依頼書に必要事項を記入、押印（届出印）し、本人が金融機関で口座の確認（照合）の上、大里用水土地改良区まで提出してください。なお、預金口座振替依頼書は、大里用水土地改良区事務所にあります。

(3) その他

一度契約しますと自動更新となりますが、組合員や口座の変更が必要な場合は、再度申請が必要になりますのでよろしくお願いします。

ご 注 意 下 さ い ！

◆口座振替をご利用の方は、**納入期限前に指定口座の残高を確認して下さい。**

◆口座振替による賦課金の納入については、事務費節減のため**領収書の発行はしていません。**通帳記入をもって納入証明となりますので、引落日以降に必ず通帳記入をお願いします。ただし、領収書が必要な方は、ご連絡いただければ発行します。

◆**用水路使用料については口座振替を行っていません。**送付された納入通知書により、指定金融機関の窓口にて納入下さるようお願いします。

農 地 を 転 用 す る と き

市街化区域以外の農地を転用する場合は、農地転用等の通知と地区除外申請をして下さい。内容を審査した上で、意見書を発行します。その際には、農地転用決済金を納入していただきます。

市街化区域の農地転用には、改良区が発行していた受理証明書の添付が不要となりましたが、農地転用決済金を納入していただくのは、従来どおりです。

公共事業（道路・河川等）の用地として転用される農地についても転用決済金の納付が義務づけられていますので、用地買収が行われる際は、事業主体（買収者）と十分な話し合いをしてから手続き下さいますようお願いいたします。

農地転用決済金は、過去の水路改修工事や補修等に要した費用及び土地改良施設の維持管理費用相当額で、転用した後に残された水田・組合員に対して、過重な負担がかからないように土地改良法第 42 条で「土地改良区の事業に関する権利義務について必要な決済をしなければならない」と定められています。

取水量の増加と水路のゴミについて

農繁期を迎えますと取水量も増加します。特に幹線水路等ではかなりの水量が流れていますので、ゲート操作時などは充分に気をつけていただくとともに、子供達が水路の付近で遊んでいる場合には、水路に近づかないように一言声をかけていただき、事故の未然防止にご協力をお願いします。

また、水路に草刈りをした後の草やゴミなどは流さないで下さい。ゴミが下流のスクリーン等に引っ掛かることが原因で、通水に支障をきたし下流に水が行かない場合がありますし、大雨などで河川が増水した場合、それが堰となり水路が氾濫する恐れもあり非常に危険です。当改良区としても除塵機を設置し、役職員によりスクリーンや分水ゲート等のゴミの除去を行っていますが、ゴミの処分には多額の費用もかかりますので、皆さんにもご協力をお願いします。

除塵機の ゴミの 状況



生活排水等を用水路に流すとき

用水路へ生活排水の放流等を行う場合は、当改良区に申請し、承認を受ける必要があります。用水路は農作物を育成するための施設ですが、下水道が未整備のため、止むを得ず承認をしているのが現状です。その際、使用料を納めていただき、用水路の清掃や改修費用の一部にあて、通水の安定と地域環境の向上に役立てています。

水路の草刈り状況



作業前



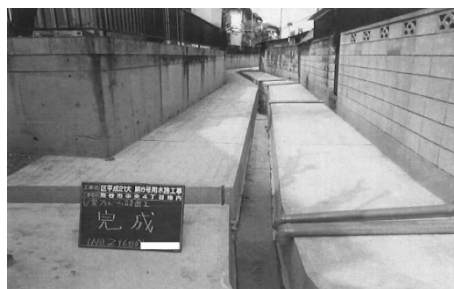
作業後

用水路使用料はこのようなことに使っています！

水路の改修状況



改修前



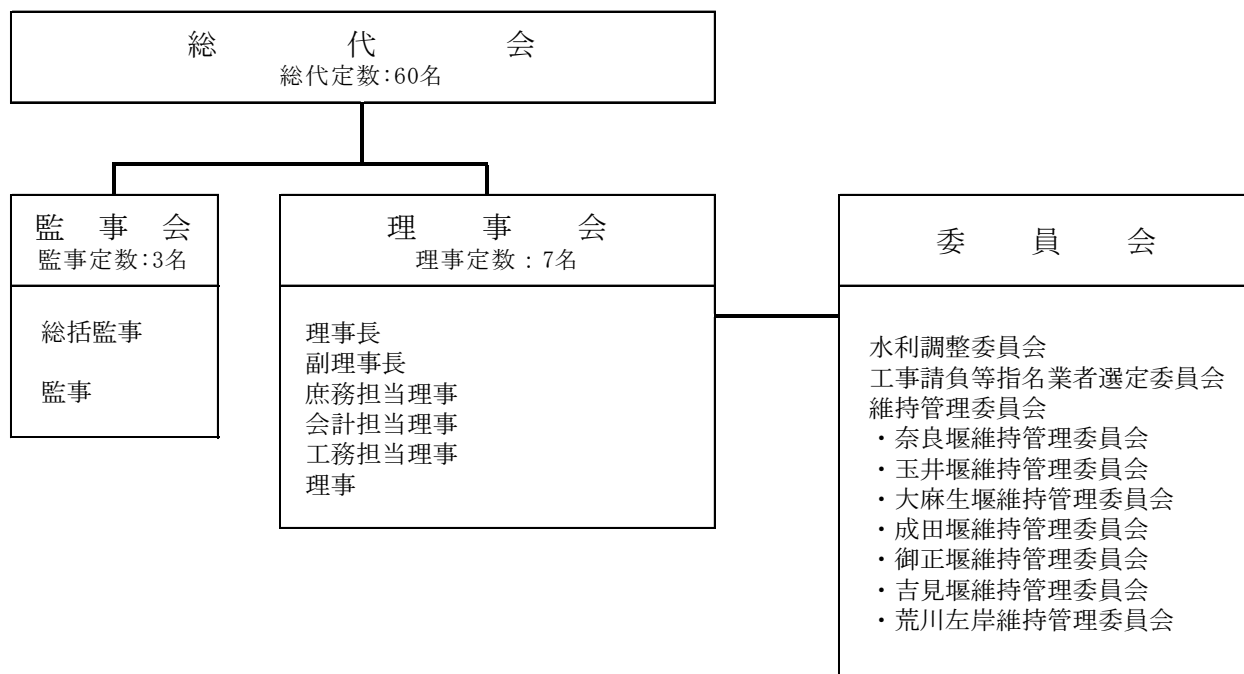
改修後

各申請書は、当改良区事務所に用意してあります。また、ホームページよりダウンロードすることもできます。ご不明な点がございましたら大里用土地改良区までご連絡下さい。

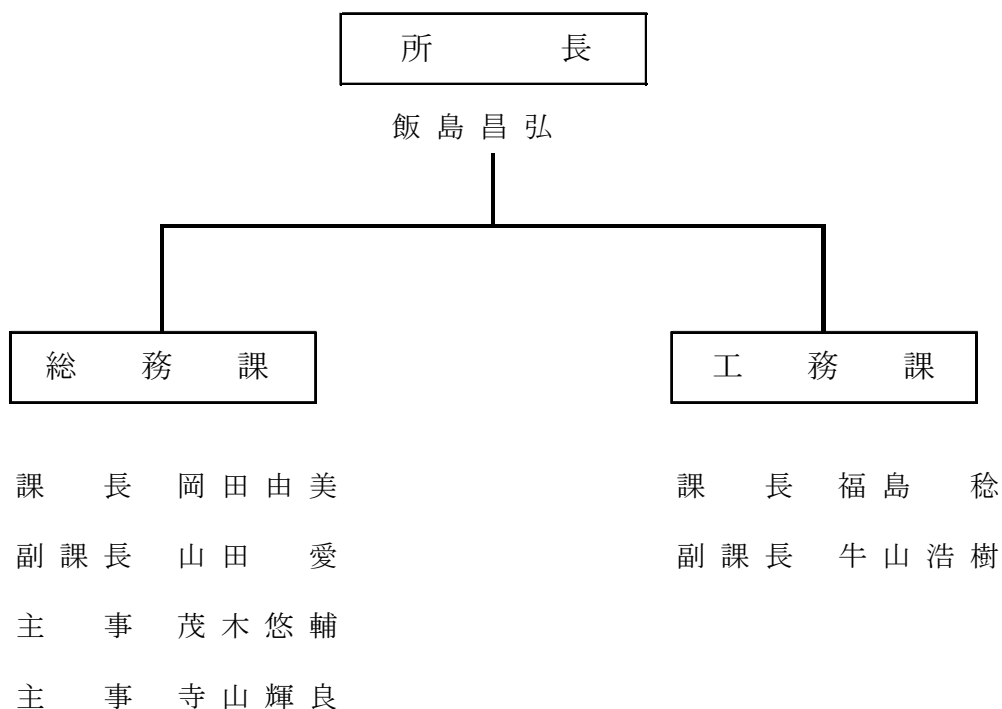
TEL : 048-521-0433

ホームページURL : <http://oosatoyousui.jp>

土地改良区組織



事務局



農業用水の取水について

組合員さんの皆さんが使用する農業用水は、荒川の水を六堰頭首工から取水し、各地区の水田に供給しています。取水量の管理については、河川法の許可に基づき毎年取水計画を立てて適正に管理していますが、六堰頭首工から取水できる量は期間によって決められていますので、水の有効利用にご協力をお願いします。

◆ 代掻きや田植えに伴う本格的な用水量の増加は、**毎年6月16日**からとなっていますのでご協力をお願いいたします。

◎ 取 水 量 表

期 間 区 分	5月11日から 6月15日まで	6月16日から 6月25日まで	6月26日から 9月25日まで	9月26日から 5月10日まで
最 大 取 水 量	4.591 m^3/s	16.875 m^3/s	13.297 m^3/s	1.552 m^3/s
年 間 総 取 水 量	129,357千 m^3			

※ 最大取水量は、その期間内に六堰頭首工から最大に取水できる量です。

年間総取水量は、六堰頭首工より1年間に取水できる総量です。

取水量については、山王用水土地改良区の取水量も含まれています。

最大取水量グラフ

